

2. 特定危険有害化学物質等(安衛法第57条の2第1項に規定される「通知対象物」を除く危険有害化学物質等)を譲渡・提供する
 場合(労働安全衛生規則第24条の15)

- ① 名称 ② 成分及びその含有量 ③ 物理的及び化学的性質 ④ 人体に及ぼす作用
- ⑤ 貯蔵又は取扱い上の注意 ⑥ 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- ⑦ 通知を行う者の氏名、住所及び電話番号 ⑧ 危険性又は有害性の要約 ⑨ 安定性及び反応性
- ⑩ 適用される法令 ⑪ その他参考となる事項

を譲渡し又は提供する相手方の事業者に通知するよう努めなければならないこと。

以上の改正に併せ、これまでの「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針(平4労働省告示第60号)が、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針(平24・3・16厚生労働省告示第133号)(*3)として改定された。

*3 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針(平24・3・16厚生労働省告示第133号)

<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-229-1-0.htm>

※ 関係の通達

平24・3・29 基発0329第7号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について」

<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-53/hor1-53-14-1-0.htm>

平24・3・29 基発0329第11号「化学物質等の危険又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針について」

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T120405K0030.pdf>

「多様な発散防止措置」の導入と作業環境測定結果の労働者への周知義務に関する改正(平24・7・1施行)

有機溶剤・鉛・特定化学物質障害について、これまで必要とされてきた局所排気装置に代わる別の発散防止抑制装置が所轄労働基準監督署の許可によって認められることになり、併せて、作業環境測定結果の労働者への周知義務が新設された(*)。

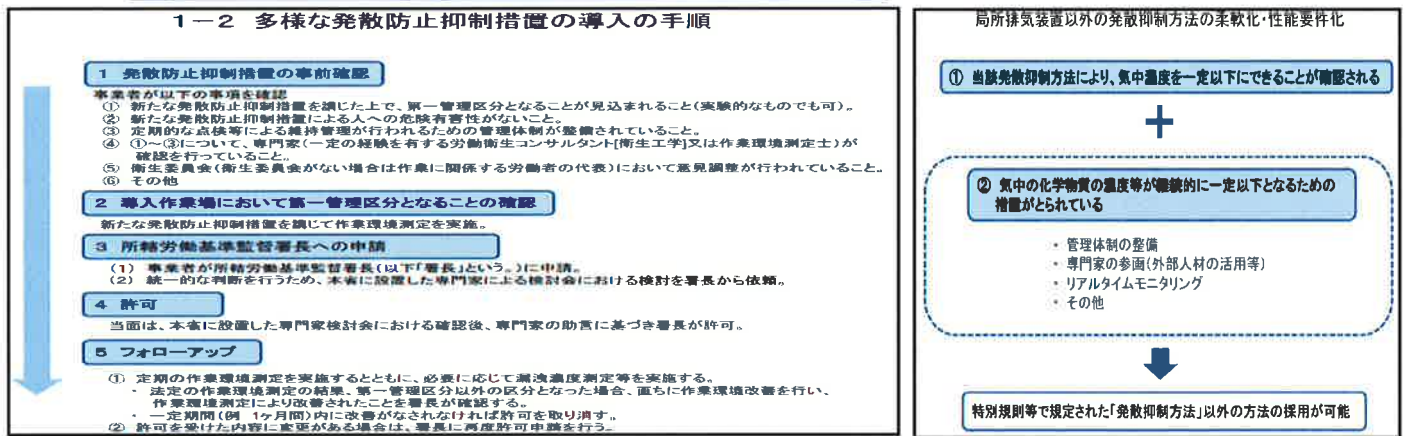
* 平24・4・2厚生労働省令71「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令」

<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-122-1-0.htm>

※ 関係の通達

平24・5・17基発0517第2号「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について」

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T120521K0010.pdf>



「化学物質のリスク評価検討会」の取りまとめ結果と化学物質へのばく露防止対策徹底の通達(平24・8・1)

厚生労働省の「化学物質のリスク評価検討会」(座長:名古屋俊士 早稲田大学理工学術院教授、当センター・高田 礼子 産業保健相談員も参画)が8月1日、ガンなどの健康障害を生じさせるおそれがある化学物質について「初期リスク評価」を行い、リスクが高いと考えられる事業場の存在が確認された物質については「詳細リスク評価」を実施、その結果をとりまとめた公表を公表(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200002grq7.html>)したことに伴い、同検討会がリスク評価を行ったアンチモン及びその化合物等、9物質に関する健康障害防止対策の徹底について、8月1日、都道府県労働局に対する指示を发出了た。

※ 関係の通達

平24・8・1基安発0801第1号「平成23年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T120806K0010.pdf>

**母性保護のための『女性労働基準規則』の改正
 — 生殖機能に有害な物質が発散する場所で
 の女性の就業を禁止(平24・10・1施行)**

妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質(従来の規制対象は9物質)を規制対象とし、これらを扱う作業場のうち、一定の業務については、妊娠の有無や年齢などにかかわらず全ての女性労働者の就業が禁止されることになった(*)。

* 平24・4・10厚生労働省令78「女性労働基準規則の一部を改正する省令」 <http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-53/hor1-53-23-1-0.htm>

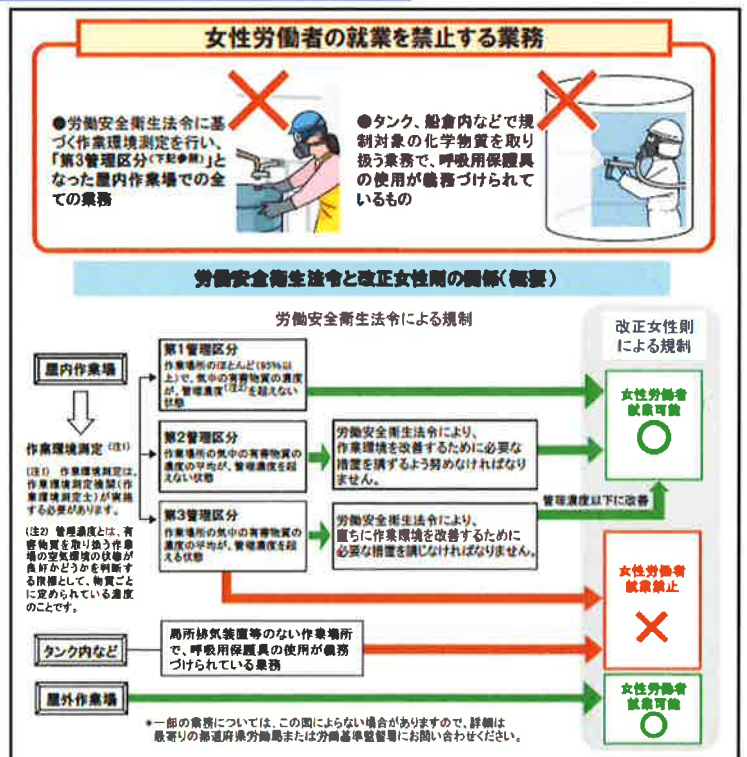
※ 関係の通達

平24・4・10基発0410第3号・雇児発0410第10号「女性労働基準規則の一部を改正する省令の施行について」 <http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-53/hor1-53-23-1-0.htm>

**「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき
 厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」の公示(平24・10・10)**

日本バイオアッセイ研究センターでの哺乳動物を用いた長期毒性試験の結果、哺乳動物に対するがん原性が認められたことから、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき、これまでアントラセン等の26物質を対象としていた指針に ① 2-アミノ-4-クロロフェノール ② 1-プロモブタン の2物質を加え、以下の関連改正が行われた。

○ 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質を定める告示(平3・8・26労働省告示57、改正:平24・10・10厚生労働省告示546)(表記の



改正：「アントラセン」→「2-アミノ-4-クロロフェノール アントラセン」、「1-ブ`ロモ-3-クロロ`ロパン」→「1-ブ`ロモ-3-クロロ`ロパン 1-ブ`ロモ`タン」)

- 平24・10・10健康障害を防止するための指針公示23「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」[これにより、平23・10・28労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に関する公示(健康障害を防止するための指針公示第21号)は廃止]
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121010K0010.pdf>
- 「化学物質による健康障害防止指針」パンフレットのリニューアル(平24・10・10~適用)
<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0064/9963/20121010sisinpannfu.pdf>

※ 関係の通達

平24・10・10 基発1010第2号・第3号『労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定め化学物質による健康障害を防止するための指針』の周知について <http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-53/hor1-53-57-1-0.htm>

変異原性が認められた物質の取扱いに関する通達(平24・12・11)

2-アミノ-4-(4-アミノフェニル)チオフェン-3-カルボニトリルをはじめ、新たに変異原性を認めた36の新規届出物質、さらに変異原性に関する新たな知見が得られた既存物質の取扱いについて、通達が発出され、併せて、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針(平5・5・17基発第312号の2 別添)」も改正された。

※ 関係の通達

- 平24・12・11基発1211第4号、平24・12・11基発1211第1号・第3号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」(改正後の「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」が別添3として添付)
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121218K0010.pdf>
- 平24・12・11基安発1211第2号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121218K0020.pdf>

インジウム化合物、コバルト・その無機化合物、エチルベンゼン、エチレンオキシド、酸化プロピレンを対象とする新たな規制(平25・1・1施行予定)

インジウム化合物、コバルト・その無機化合物、エチルベンゼン、エチレンオキシド、酸化プロピレンを対象とする新たな規制の必要に伴う労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則、作業環境測定法施行規則、女子労働基準規則等の改正に関する関係政令・省令が公布された(*)。

- * 平24・9・20公布「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(政令241)
- 平24・10・10公布「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(厚生労働省令143)

労働安全衛生法施行令第22条第2項では

9 エチレンイミン → 9 インジウム化合物 9の2 エチルベンゼン 9の3 エチレンイミン

13 クロロメチルメチルエーテル → 13 クロロメチルメチルエーテル 13の2 コバルト及び無機化合物

と表記が改められ(特に有害性が高く、該当業務を離れた後でも追跡的特殊健診等を行うべき「特別化学物質」としての追加)、労働安全衛生法施行令 別表第3(特定化学物質)では

3の2 インジウム化合物 3の3 エチルベンゼン 13の2 コバルト及びその無機化合物

が加えられた。

以上の改正に伴い、女性労働基準規則では「エチレンオキシドの濃度測定作業等で呼吸用保護具を使用すべき業務」「エチルベンゼン塗装業務」[女性則第2条①(18)イ・ハ]への女性の就業が禁止され、本年10月1日からの就業制限対象25物質にエチルベンゼンが加わり、平成25年1月1日からの就業制限対象物質が26になる。

※ 関係の通達

平24・10・26 基発1026第6号・雇発1026第2号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121031K0010.pdf>

改正女性則による就業制限対象物質と管理濃度

以下の25の物質が規制の対象となります。これらは同時に、労働安全衛生法に基づく「特定化学物質障害予防規則」「有機溶剤中毒予防規則」「鉛中毒予防規則」の適用を受けます。事業主は、女性則に基づく措置とは別に、労働安全衛生法令に基づき、局所排気装置等による発散抑制措置、作業環境測定、健康診断などを実施してください。

特定化学物質障害予防規則の適用を受けるもの		鉛中毒予防規則の適用を受けるもの	
物質名	管理濃度	物質名	管理濃度
1 塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m ³	14 鉛およびその化合物	0.05mg/m ³
2 アクリルアミド	0.1mg/m ³	有機溶剤中毒予防規則の適用を受けるもの	
3 エチレンイミン	0.05ppm	15 エチレンジグリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	5ppm
4 エチレンオキシド	1ppm	16 エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
5 カドミウム化合物	0.05mg/m ³	17 エチレンジグリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	0.1ppm
6 クロム酸塩	0.05mg/m ³	18 キシレン	50ppm
7 五硫化バナジウム	0.03mg/m ³	19 N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm
8 水銀およびその無機化合物(有機水銀を除く)	0.025mg/m ³	20 スチレン	20ppm
9 塩化ニッケル(II)(粉状のものに限る)	0.1mg/m ³	21 テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)	50ppm
10 砒素化合物(アルシンと酸化ガリウムを除く)	0.003mg/m ³	22 トリクロルエチレン	10ppm
11 ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm	23 トルエン	20ppm
12 ベンタクロルフェノール(PCP)およびそのナトリウム塩	0.5mg/m ³	24 二酸化炭素	1ppm
13 マンガン(注)マンガン化合物は対象となりません。	0.2mg/m ³	25 メタノール	200ppm

※カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の管理濃度は対象となりません。

《平24・10・1~施行分》

改正女性則による就業制限対象物質と管理濃度

以下の26の物質が規制の対象となります。これらは同時に、労働安全衛生法に基づく「特定化学物質障害予防規則(特化則)」「有機溶剤中毒予防規則(有機則)」「鉛中毒予防規則(鉛則)」の適用を受けます。事業主は、女性則に基づく措置とは別に、労働安全衛生法令に基づき、局所排気装置等による発散抑制措置、作業主任者の選任、作業環境測定、健康診断などを実施してください。

特定化学物質障害予防規則の適用を受けるもの		鉛中毒予防規則の適用を受けるもの	
物質名	管理濃度	物質名	管理濃度
1 塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m ³	15 鉛およびその化合物	0.05mg/m ³
2 アクリルアミド	0.1mg/m ³	有機溶剤中毒予防規則の適用を受けるもの	
3 エチルベンゼン	20ppm	16 エチレンジグリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	5ppm
4 エチレンイミン	0.05ppm	17 エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
5 エチレンオキシド	1ppm	18 エチレンジグリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	0.1ppm
6 カドミウム化合物	0.05mg/m ³	19 キシレン	50ppm
7 クロム酸塩	0.05mg/m ³	20 N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm
8 五硫化バナジウム	0.03mg/m ³	21 スチレン	20ppm
9 水銀およびその無機化合物(有機水銀を除く)	0.025mg/m ³	22 テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)	50ppm
10 塩化ニッケル(II)(粉状のものに限る)	0.1mg/m ³	23 トリクロルエチレン	10ppm
11 砒素化合物(アルシンと酸化ガリウムを除く)	0.003mg/m ³	24 トルエン	20ppm
12 ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm	25 二酸化炭素	1ppm
13 ベンタクロルフェノール(PCP)およびそのナトリウム塩	0.5mg/m ³	26 メタノール	200ppm
14 マンガン(注)マンガン化合物は対象となりません。	0.2mg/m ³		

※1 15の3のエチルベンゼンは、平成25年1月1日施行の規制の対象となりません。

※2 カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の管理濃度は対象となりません。

※3 15の3、16~26の物質を含む混合物について有機則の規定(31)については特化則において準用する有機則の規定に基づき作業環境測定を行う場合は、当該混合物として評価を行います。作業環境測定および評価の結果、第3管理区分に分類された屋内作業場における業務については、各物質の測定値がその物質の管理濃度以下であっても女性労働者を就業させてはいけません。

《平24・10・1~施行分+平25・1・1~施行分》

今回の改正による物質ごとの主な規定の運用一覧

インジウム化合物 ・ コバルト及びその無機化合物			
条文	規制内容	此の規制が インジウム 化合物 に適用される	コバルト及び その無機化合物 に適用される
57	表示	●	●
57a2	文書の交付(項1)	●	●
58	社員の届出	●	●
2	定義	●	●
2a2	適用除外(業務)	●	●
4	業務	●	●
5	特別第2類または特別第3類物質に係る設備	●	●
5-6a3	作業の適用除外	●	●
7	所用器具装置等の性能	●	●
8	特殊等の労働時の要件	●	●
9	特殊等(第1項)	●	●
12a2	ばら等の処理	●	●
21	体の構造	●	●
22,23	設備の改造等	●	●
24	立入禁止措置	●	●
25	警告等(作業場所の設備を除く)	●	●
27,28	作業主任者の選任	●	●
29-35	定期自主検査、点検、修理等	●	●

エチルベンゼン			
条文	規制内容	エチルベンゼン 1%以下、 ゼンセン1% 以上を含有する 混合物を含有する物 質	エチルベンゼン 1%以下、 ゼンセン1% 以上を含有する 混合物を含有する物 質
57	表示(19a2)等(19a1)に含有する場合	●	●
57a2	文書の交付(項1)	●	●
58	社員の届出	●	●
2	定義	●	●
2a2	適用除外(業務)	●	●
4	業務	●	●
5	特別第2類または特別第3類物質に係る設備	●	●
5-6a3	作業の適用除外	●	●
7-13	適用除外(業務・設備・労働者・装置・器具等)	●	●
14~16a3	特殊等の性能要件等	●	●
12a2	ばら等の処理	●	●
22,23	設備の改造等	●	●
24	立入禁止措置	●	●
25	警告等(作業場所の設備を除く)	●	●
27(28)	作業主任者の選任	●	●
29-35	定期自主検査、点検、修理	●	●
24	表示	●	●
25	区別の表示	●	●
26	マスクの着用	●	●
27	事故時の退避等	●	●

◆ このパンフレットでは、法令の名称を次のように略記しています。
 労働安全衛生法 → 安衛法
 労働安全衛生法施行令 → 安衛令
 労働安全衛生法施行令 → 安衛令
 特定化学物質労働者訪問規制 → 特化規
 有機溶剤中毒予防規則 → 有機規則

エチレンオキサイド
酸化プロピレン

燻蒸作業対象物質になりました

エチレンオキサイドと酸化プロピレンは、従来から特定化学物質(特定第2類物質、特別管理物質)として規制されていましたが、燻蒸に使われている。ことから、燻蒸作業の規制対象物質として追加することにより、健康障害防止対策を拡充します。(特化規第5条、第38条の14)
 *エチレンオキサイドと酸化プロピレンを成分とする燻蒸剤が化粧品の燻蒸剤として使用されています。
 *平成25年1月1日から施行。

燻蒸作業の規制対象となる物質と含有率

物質	物性	製剤の含有率
シアン化水素 CAS No. 74-90-9	沸点 26℃	重量の1%を超えて含有する製剤その他の物
臭化メチル CAS No. 74-83-9	沸点 4℃	重量の1%を超えて含有する製剤その他の物
ホルムアルデヒド CAS No. 50-00-0	沸点 -20℃	重量の1%を超えて含有する製剤その他の物
エチレンオキサイド CAS No. 75-21-8	沸点 11℃	重量の1%を超えて含有する製剤その他の物 新規
酸化プロピレン CAS No. 75-56-9	沸点 34℃	重量の1%を超えて含有する製剤その他の物 新規

燻蒸作業の種類に応じた措置

燻蒸作業の種類に応じて、それぞれ所定の措置を講ずること。
 ①倉庫燻蒸作業、コンテナ燻蒸作業 ②天幕燻蒸作業 ③リフト燻蒸作業
 ④はしけ燻蒸作業 ⑤木船燻蒸作業 *倉庫等には可燃物の収蔵量、表示室が含まれます。

注) ①、④、⑤については、燻蒸した場所または隣接する居室等に燻蒸後初めて労働者を立ち入らせる場合には、燻蒸した場所の濃度を測定しなければならず(外部から測定、検知管等による簡易な測定方法で可)、測定の結果濃度が基準値を超える時は、労働者を立ち入らせてはなりません。
 ただし、基準値以下とすることが著しく困難な場合、当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器または隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは立ち入らせることができます。

物質	濃度基準
シアン化水素	3mg/m ³ または3ppm
臭化メチル	4mg/m ³ または1ppm
ホルムアルデヒド	0.1mg/m ³ または0.1ppm
エチレンオキサイド	2mg/m ³ または1ppm
酸化プロピレン	5mg/m ³ または2ppm

労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の手続の簡素化(平25・1・1 施行予定)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成24・10・10公布 厚生労働省令143)によって労働安全衛生規則が改正され、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)に基づく新規化学物質の届出書等の写しを添付することにより、安衛法の新規化学物質製造・輸入届等の記載事項の一部を要しないこと等」を内容とする手続の簡素化が図られた(平成25年1月1日~施行予定)。

- ※ 関係の通達
- 平24・10・26 基発1026第6号・雇児発1026第2号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121031K0010.pdf>
 - 平24・11・12 基安化発1112第1号「労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の手続の簡素化について」 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121112K0011.pdf>
 - 平24・11・12 基安化発1112第2号「労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の手続の簡素化について」 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121112K0010.pdf>
- ※ 関連のweb記事(厚生労働省HP) — 「労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きについて」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei06/index.html

「インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具」に関する通達(平24・12・3、適用:平25・1・1~)

インジウム化合物、コバルト・その無機化合物、エチルベンゼン、エチレンオキサイド、酸化プロピレンに関する新たな規制に関する改正・労働安全衛生法施行令/労働安全衛生規則等の施行に伴い、さらに、インジウム化合物等を製造・取り扱う作業場で使用すべき呼吸用保護具に関する告示(*)が公示され、労働者が吸入する空気中のインジウム化合物の濃度を(インジウムとして)0.3 μg/m³以下とするため、作業環境測定の結果から得られた値の区分ごとに、労働者が吸入する空気中のインジウム化合物の濃度がこの濃度以下になるよう、特化規第38条の7第1項第2号の規定に基づいて労働者に使用させる呼吸用保護具が規定された。

* 平24・12・3 厚生労働省告示579号「インジウム化合物等を製造し又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具」(適用:平25・1・1~) <http://www.jaish.gr.jp/anken/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-242-1-0.htm>

※ 関係の通達
 平24・12・3 基発1203第1号「インジウム化合物等を製造し又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具」の適用について <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121203K0010.pdf>

独立行政法人 労働者健康福祉機構
神奈川産業保健推進センター
 〒221-0835
 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階
 電話: 045-410-1160 FAX: 045-410-1161
 URL: <http://www.sanpo.kanagawa.jp>
 E-mail: sanpo14@kba.biglobe.ne.jp

ご利用いただける日時
 ● 休日を除く毎日/午前9時~午後5時30分

休日 ● 毎土・日曜日及び祝日 ● 年末年始

● 事業内容その他の詳細につきましては、当センターまでお問い合わせ下さい。